

パブリックコメントにおける御意見の内容及びそれに対する考え方

【農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令関係】

御意見の内容	御意見に対する考え方
<p>I-1-(1) 都道府県から協議資料の写しを提出する規模が5haとなっていることについて、5haを超えるような規模の一般除外が可能なのか。除外決定後に資料の写しを提出することとしても、既に農地は喪われている。5haを超えるような大規模な農地の除外については、事前に意見調整を行うべきではないか。他法令に基づく除外であれば、事前に意見調整を行っているのではないか。</p>	<p>一般的な農振除外については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第13条第2項の要件を全て満たす場合に可能となっていますが、当該要件に面積規模の要件はありません。</p> <p>また、今回、政令において規定したことは、農用区域からの除外協議に係る都道府県から国への協議資料の写しの提出の要求に係る土地の規模であり、農振除外自体を規制する規定ではありません。</p> <p>なお、農振除外を目的とする農業振興地域整備計画の変更をしようとする場合、市町村は、地域の農業協同組合や土地改良区、農業委員会の意見を聴取しているところです。</p>

<p>今回の改正では、「毎年、都道府県に対し当該協議資料の写しを求め・・・当該政令で定める規模を5haと定める」とされています。</p> <p>私は、島根県出雲市に住む行政書士ですが、出雲市の場合、毎年2月と8月に農振除外の受付をしており、本年8月の除外申請面積が約6.5haであると聞いています。</p> <p>仮に全国一律に5haを上限とするとされた場合、出雲市では毎回1.5ha、年間では3ヘクタール程度の農振除外が認められない圃場が出てくることとなります。</p> <p>近年、農家の高齢化が進み、耕作ができないため農地転用ができないかという相談も増えており、これは個人の農家だけでなく、小規模な営農組合においても同様です。</p> <p>20年前に営農組合ができたときは、良かったかもしれませんが、そのメンバーが20年後もそのまま来ており、営農組合の後継者がいないために規模拡大もできないというのが実情です。このままでは、毎年約3haの耕作放棄地が発生し、土地の有効利用どころか、単なるセイタカアワダチソウの肥培管理地ということになりかねません。</p> <p>こうした現状を、国に置かれましても事情をお汲み取りいただき、適正な判断をお願いするものです。</p>	<p>今般の農振法の改正により、国として、農地減少につながる状況を的確に把握するため、政令で定める土地の規模以上の農用地区域の除外の協議に関する資料について、農林水産大臣が毎年、都道府県知事にその写しの提出を求めることになりました。</p> <p>その対象となる土地の規模について、政令において5ha以上と規定したものであり、全国一律に農振除外を行う場合の上限を5haとするものではなく、農振除外自体を規制する規定でもありません。</p>
<p>1 都道府県から農林水産大臣への協議資料の写しの提出を求めることが新たに規定され、その規模が5haとなったところである。</p> <p>・農林水産大臣への協議資料の写しの提出によって、農振除外の手続きにおいて提出書類が増えることや農振除外に要する時間が長くなることは避けられたい。</p> <p>2 農用地区域の変更に係る農業振興地域整備計画の変更に関する協議があった場合において、当該農用地区域の変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがある場合に、同意をするかどうかを判断するため、都道府県知事が市町村に対して提出を求める書面の記載事項として、以下の事項を規定する。</p> <p>農用地区域内にある遊休農地の利用の増進その他の市町村が講じようとする影響緩和</p>	<p>各御意見のほか地方公共団体から頂いた御意見を踏まえながら、具体の運用については今後、「農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号構造改善局長通知）」の改正等によりお示しいたします。</p>

<p>措置の内容 が規定されたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住宅敷地といった都道府県面積目標に大きく影響を及ぼさない事案についても、同時期に協議された事案が面積目標への影響が大きい場合は都道府県知事の同意が得られない事態が想定される。面積目標に大きく影響するとはいえない事案まで農振除外が過度に規制される事態は避けられたい。</li> <li>・市町村の影響緩和措置の取組具合によって、同じ県でも市町村により農振除外の規制に差が生まれることは不公平であり望ましくない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市民が農振除外を願出する場合の多くは個別具体的な事例が農振法の要件を満たすかどうかのみが検討されている。面積目標を理由に農振除外ができなくなった場合、願出者に対してその旨の理解を求めるのは難しいのではないか。</li> </ul> </li> </ul>	
<p>政令案： 規模について、5ha 以上としているが、これでは多くの経営体がカバーできず、規制対象外ということで、全体の計画に悪影響を及ぼすのでは？</p>	<p>今般の農振法の改正により、国として、農地減少につながる状況を的確に把握するため、政令で定める規模以上の農用地区域の除外の協議に関する資料について、農林水産大臣が毎年、都道府県知事にその写しの提出を求めることになりました。</p> <p>その対象となる土地の規模について、政令において5 ha 以上と規定したものです。</p>
<p>【政令案関係 1 (1)】 「5ha」の根拠を明らかにすべき。</p>	<p>【政令案関係 1 (1)】 今般の農振法の改正により、国として、農地減少につながる状況を的確に把握するため、政令で定める規模以上の農用地区域の除外の協議に関する資料について、農林水産大臣が毎年、都道府県知事にその写しの提出を求めることになりました。</p>

	<p>その土地の規模を 5ha と定めた理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 10ha 以上の集団的な農用地が工期等の関係で複数回に分割して除外されるケースも把握できるようにすること</li> <li>② 協議 1 回当たり 5ha 以上であれば、年変動はあるが、過去 3 年の実態に照らしてみると、約 70% 部分の除外の状況を把握できること</li> <li>③ さらに、協議 1 回当たり 5ha 以上であれば例年の協議件数も 80 件程度と都道府県の事務負担も過度なものにはならないこと</li> </ul> <p>から、「5ha」と決めました。</p>
<p>政令案の概要の「2 農地法施行令の一部改正の(1)」で、その他の農業に関する法令の遵守の状況とあるが、農地法以外の法令の種類並びに他法令の違反状況などの確知方法は自己申告になるのでしょうか。</p>	<p>【法令の遵守の状況関係について】</p> <p>法令の遵守状況の確認については、農地法第 3 条の申請の際に申請者による自己申告を行い、当該申告に基づき必要に応じて農業委員会から関係機関に確認をすることとなります。</p> <p>また、確認対象となる法令については、農地法のほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の確認を行うこととすることを検討しております。</p>
<p>1 政令案の概要</p> <p>2 (1) で全部効率利用要件の判断要素として、農作業に従事する者の配置の状況、この法律その他農業に関する法令の遵守の 2 点を権利移動等の許可要件の例示として追加し</p>	<p>【政令案】</p> <p>各御質問について、具体の運用の考え方については今後、「農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1</p>

たとのことだが、

ア 農作業に従事する者の「配置の状況」とは、市町村またぎや県またぎの場合の市町村ごとの人員の配置状況の記載を求めることを想定しているとのことだが、ここでの配置は、当該農作業に必要な従事が見込める外形的な要素が確認できれば住民票の異動までは必要ないとの認識でよいか。この時、農業委員会は外形的要素の判断に必要な添付書類を求めることとして差し支えないか。

イ その他農業に関する法令の遵守の状況について

A 法令の範囲について

「当初は、農地法、農振法、種苗法、農薬取締法を想定。ただし、この4つの法律のみに限定されず農地法第3条第2項第1項の全部効率利用要件に抵触する他の法令違反も含まれる」との説明をうかがっているが、法律の範囲が曖昧なままだと農業委員会の審査の範囲も無制限となってしまうため、農地法事務処理基準等で限定列举いただきたい

(当初が4法なら4法に限定し、以後追加の必要があればその都度追加を)。

どうしても限定が困難な場合、予め想定される4法とその他法律との取り扱いを分け、特に後者に関しては、国等に予め相談の上対処できることを明示いただきたい。

B 法令を遵守していないことの判断基準について

「ここでの違反とは、現に是正の勧告等を受けている場合のみならず、申請時に違反している場合を含む。また、確認は申請書の記載事項への追加による自己申告を基本に、必要に応じて関係部局へ確認により判断する」との説明をうかがっているが、一般に違反者自らが違反を申告することは想定しづらいことから、(Aの要望で限定列举した、農業委員会の所掌に属さない法律に関しては)関係部局への確認を基本とした方がよいのではないか(ただしその場合、直近(例えば1年以内)にあった申請により既に確認している場合は当該確認を省略できるなど事務の簡素化も講じていただきたい)。

日付け12 構改B第404号農林水産事務次官依命通知)」の改正等によりお示しさせていただきます。当該改正案については意見公募の期間を設け、意見を聴取した上で、改正をいたします。

<p>C 法令遵守の確認の過去の遡及と要件回復の判断について</p> <p>「法令遵守状況は過去3年分を確認する予定」とうかがっているが、これにより、違反状態が是正されて3年が経過したら申請適格を回復すると解釈してよろしいか。そうではなくそれ以前に回復する場合、どのような条件・期間で回復するかを事務処理基準等で明確化いただきたい。なおその際、「是正されたとき」とは、違反状態が解消され、かつそれを申請者側の届出により農業委員会が確認したときであることを明示いただきたい（かつ以降の記載がないと農業委員会の確認等をめぐって紛争が生じる懸念があるため）。</p> <p>※上記確認及び要望の多くは、今後より具体的な事務処理要領や事務処理基準、ガイドライン、Q&amp;A等で明らかにされるものとは了知しているが、これらは例年年度末に決定事項として通知されることが多いが、今回は3条申請に関する変更等もあるため、事前に案を見せて、現場の意見を聴取する機会も設けていただきたい。</p>	
<p>政令案の概要__2__(1)及び、省令案の概要__2__(2)__丸1農作業に従事する者の配置の状況について</p> <p>記載事項に追加するのであれば、大規模広域的に展開する農地所有的確法人など、様々なケースが想定され、どのような農地にどのような者をなど具体的にどこまで記載を要するか示す必要があると考えます。</p> <p>農地法第3条許可の判断に使用するためと解しますが、今後申請する際には何を基準に配置を行えばよいか不明であるため、許可要件を示していただければと思います。</p> <p>また、基準を定めない場合、ある市町村の農業委員会では判断によって恣意的な運用もでき、別な市町村では農業委員会が判断に困ること、さらに申請書どおりの行為が行われているか確認まで想定されないと、虚偽記載でも大丈夫ということとなり、記載させる意味がなくなることが懸念されます。</p>	<p>【配置の状況関係】</p> <p>本事項も許可の判断の一要素として考慮することとなります。実際の許可の判断はその他の要素等も合わせ農業委員会の総合的に勘案するものとなります。なお、具体の運用の考え方については今後、「農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）」の改正等によりお示しをし、運用が恣意的なものにならぬようにしてまいります。</p>

<p>許可の判断に使用しないものであれば、なぜ記載が必要かを示す必要があると考えます。</p> <p>政令案の概要__2__(1)及び、省令案の概要__2__(2) __丸2 権利取得者の在留期間及び当該期間満了の日について</p> <p>記載事項に追加するのであれば、在留期間の確認が許可要件になると考え、確認が取れないもの、誤った記載は申請書に誤りがあることから不許可要件となると考えられ、審査基準などを改定し示していただければと思います。</p> <p>審査基準ではなく、実情の確認のために記載を求めるのであれば、記載が誤っていても許可されるのでしょうか、また、農地台帳は住民基本台帳と照合することとなっていたかと思えます。マイナンバーや、地方自治体システム標準化を活用すれば、記載不要となり、申請を行う際の負担が減ると思えます。</p>	<p><b>【在留期間関係】</b></p> <p>在留期間についても、許可の判断の一要素として考慮することとなります。なお、具体の運用の考え方については今後、「農地法関係事務に係る処理基準について」の改正等によりお示しします。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令関係】

<p>「農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正について 農用地区域の変更に係る農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」 農用地区域の変更に係る書面の1について、農業振興地域内における農用地区域以外の土地を新たに農用地区域と定めることとありますが、農用地区域の除外申請をすると面積が減少するため、新たに農用地区域外の区域で農用地区域を設定することは、とても困難であり、実質的に農用地区域の除外申請は不可能な状態になると考えております。また、新たに農用地区域に設定するには、税制上の大きなメリット（優遇措置）でもなければ設定する人はおらず、農業振興地域整備計画における農用地区域除外申請に際しては、代替地として設定するための新たな農用地区域を除外申請者自身で探すこととなると思われま す。新たな農用地区域の設定に賛同する方は、ほぼいないと思われま す。今までは認められるような事例でも、農用地区域の除外申請は、今後厳しいと説明することになります。社会情勢や地域の情勢の変化により、土地を活用したいと考える人は、今までは除外申請できそうな事例であっても、新たな農用地区域の設定ができず、除外申請は厳しく、苦情になると思われま す。市町村窓口での説明には限界があり、法改正の国の担当部署へ問い合わせを案内するしかないと考えております。そのような対応では国民は納得しないと考えま すので、法改正の再検討をお願いいたします。</p>	<p>今般の農振法の改正により、新たに措置される影響緩和措置については、農振法第13条第2項に基づく除外案件のうち都道府県知事が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認める場合に措置を講じていただくものであり、農用地区域からの除外案件の全てが対象となるものではありません。また、農用地区域内の編入に限らず、遊休農地の解消や農地の造成といった取組も影響緩和措置の対象となりますので、仮に、措置を講ずる必要が生じた場合には、その他の取組も併せて御検討ください。</p> <p>なお、今回の法改正につきましては、国際情勢の変化等により、世界の食料需給が変動する中で国内の農地面積の減少、農業従事者の減少及び高齢化の進行等から将来にわたる国民への食料の安定供給のための対策を講ずることが急務となっていることを踏まえ、国内の農業生産の基盤である農地の確保に向けて、都道府県面積目標の達成に向けた措置を強化したものです。</p>
<p>1 都道府県の判断基準について 改正農業振興地域の整備に関する法律施行規則第5条の4で規定する「農用地区域の変更に係る書面」に記載された「都道府県面積目標に及ぼす影響を緩和するために市町村が講じようとする措置」について、今後改定される農振法運用ガイドライン等で都道府県が同意する際の判断基準を具体的に示されたい。</p>	<p>各御意見のほか地方公共団体から頂いた御意見を踏まえながら、具体の運用については今後、「農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号構造改善局長通知）」の改正等によりお示しいたします。</p>

<p>2 都道府県及び市町村事務の負担軽減について</p> <p>都道府県においては、市町村が講じる影響緩和措置の判断事務手続きや履行状況を確認する業務が新たに生じること、市町村においても同様に業務の負担増となることから、ガイドラインの改定等に当たっては、必要最小限の事務負担となるよう考慮されたい。</p> <p>3 都道府県面積目標の設定について</p> <p>改正施行規則第5条の4の規定による書面提出の根拠となる都道府県面積目標の設定にあたっては、都道府県が地域の状況等を踏まえて主体的に設定できるよう、ガイドラインの改定にあたってはご留意されたい。</p> <p>4 市町村協議資料の提出に係る技術的助言等について</p> <p>改正農振法第5条の2第1項第2号の規定に基づき提出する市町村との協議に関する資料の写しについて、改正施行令で5ヘクタール以上のものと規定され、改正農振法第5条第4項で「農用地等の確保のために必要な措置について、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言又は勧告を行うものとする。」とされているが、想定される措置の内容等について、ガイドライン等で具体的に示されたい。</p>	
<p>2 省令案の概要</p> <p>1の丸3で「これらのほか、都道府県知事が同意をするかどうかの判断に必要な事項」とは、どのようなものが想定されるのかについて、想定されるものがあればガイドライン等で例示いただきたい。</p>	<p>御質問の「これらのほか、都道府県知事が同意をするかどうかの判断に必要な事項」の具体的な内容については、今後、「農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改0第261号構造改善局長通知）」の改正等によりお示しいたします。</p>
<p>省令案の概要__2__(2)丸1について</p>	<p>【法令遵守について】</p>

<p>農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況とありますが、これはどのような法令をどのように確認され、法令違反はどのように認められるのでしょうか。具体的なものがないと、農地法3条の相続の届出が期間内に出ていないことも不許可要件とも読め、道路交通法の駐車違反でも対象とも読め、如何様にも解釈できてしまいます。農業委員などが法令違反の疑いがあるということのみで、要件を満たしていても恣意的に不許可にできてしまうことが懸念され、具体的に運用方法を示す必要があると考えます。</p> <p>また、どの法令をどう確認するかが定まらず、記載するのみであり、疑いがあるだけで違反が確認ができない場合、虚偽の記載でも許されてしまい、意味のない記載事項となってしまうことが懸念されます。</p> <p>省令案の概要__2__(2)丸3について</p> <p>農地所有適格法人の構成員の拒否権付株式についての議決権の記載を追加することですが、農地所有的確法人の要件にどのように影響するかがわからないため、記載を求める意味と、要件への影響を示す必要があると考えます。</p>	<p>法令の遵守状況の確認については、農地法第3条の申請の際に申請者による自己申告を行い、当該申告に基づき必要に応じて農業委員会から関係機関に確認をすることとなります。</p> <p>また、確認対象となる法令については、農地法のほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、種苗法（平成10年法律第83号）、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の確認を行うこととすることを検討しております。</p> <p>なお、具体の運用の考え方については今後、「農地法関係事務に係る処理基準について」の改正等によりお示しします。</p> <p>【拒否権付株式関係について】</p> <p>農地所有適格法人は、農業関係者の決定権を確保するため、総議決権の過半を農業関係者が占めることとされています。一方で、会社法制においては予め定款で定めた決議事項に関して拒否権を行使できる種類株式を発行することが可能となっており、現在の農地法の議決権要件では、こうした種類株式に対応ができていませんでした。</p> <p>このため、今回、拒否権付株式を発行する場合も、農業関係者がその議決権の過半を占めることを新たに要件として措置することとしました。</p>
<p>省令案：2(1)2において「権利取得者（所有権を取得しようとする個人の申請者であって、中長期在留者に限る。）の在留期間及び当該期間の満了の日」とあるが、ここでいう</p>	<p>【省令案（在留期間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中長期在留者」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和</li> </ul>

「中長期在留者」とは具体的にどれだけの期間、どこに在留するものを指すのか？在留という言葉を使っているのは、の本国籍者ではないということか？それだったら、日本国籍者に限定すべき。国の食料安全保障に大きくかわる農業に外国人が関わるのは禁止すべき。

農地所有適格法人の報告事項として、「株主氏名又は名称及びその有する議決権」とあるが、氏名のだけでなく日本国籍の有無も報告すべき。

3(4)2(ウ)において「食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社」とあるが、外資系企業は排除すべき。

26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留になります。

- ・ 御指摘の通り、中長期在留者は日本国籍を持たない者になります。
- ・ 「日本国籍者に限定すべき。国の食料安全保障に大きくかわる農業に外国人が関わるのは禁止すべき。」については農業政策全般への御意見として承らせていただきます。

【省令案（農地所有適格法人の報告事項）】

- ・ 株主の国籍については、農地法第6条に基づく農地所有適格法人から農業委員会の報告の内容には株主の国籍も含まれているところ、農林水産大臣が農業委員会に確認をすれば足りる情報であるため、農業経営発展計画に基づく農林水産大臣への報告事項とはしておりません。

【省令案（食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社）】

御指摘のⅡ3(4)②(ウ)については単に「食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社」ではなく、当該食品事業者等が主導する承認組合となります。

この承認組合は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）に基づき、大臣の承認を受けた投資ファンドであり、当該承認の際には「農業法人の健全な成長発展に資するものであること」という承認要件に適合するか否か、厳正に審査を行っているところであります。

	<p>いずれにしても、農業法人の健全な成長発展に支障を来すことのないよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。</p>
<p>2 農地法施行規則（昭和 27 年省令第 79 号）の一部改正  (2) 権利移動の許可申請書の記載事項の追加等  農地法第 3 条の許可申請書の記載事項として、以下を追加する。  1 農作業に従事する者の配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況  (5) 原状回復等の措置に係る命令書の記載事項の追加</p> <p>については良いと思いますが、新規就農者への農地法第 3 条許可（所有権移転）について制限や規制をかけられないか。  新規就農者が増えることは喜ばしいが、投機目的による売買が増えているように感じる。新規就農者は借地に限る（例外はあってもいい）とできないでしょうか。  投機目的かどうかの判断は難しい。疑わしい申請について不許可に出来ればいいのですが、その判断基準を例示してもらえるとわかりやすいです。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の制度の検討に当たって参考といたします。</p>
<p>省令案の概要の 3 農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正の（5）で、相当程度の実績とは、期間、頻度など内容が不明であり、明示が必要と考えます。</p>	<p>【相当程度の実績について】  今後「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知）」を改正し、相当程度の取引実績に関する考え方を明示します。</p>
<p>2 農地法施行規則（昭和 27 年）省令第 79 号）の一部改正  (2) 権利移動の許可申請書の記載事項の追加等  農地法第 3 条の許可申請書の記載事項として、以下を追加する。  において、「農作業に従事する者の配置の状況」とあるが、農地法第 3 条許可申請に際し、</p>	<p>【農作業に従事する者の配置の状況関係】  近年では、都道府県や市町村を跨ぐ広域的な営農を行う経営体も出てきており、こうした場合に遠方の農地も含めた全ての経営農地を効率的に利用することができるかを確認する</p>

<p>経営地を実際に効率的に利用できているか農業委員により目視確認を行っている。あえて「農作業に従事する者の配置の状況」を記載させる必要があるか疑問に思う。</p> <p>また、「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況」についても、申請者による自己申告制となると、その真偽をどのように確認するのか記載することに意味があるのか疑問に思う。</p>	<p>観点から、許可申請の際に申請者に農作業に従事する者の配置の状況を記載していただくこととしております。</p> <p><b>【法令の遵守の状況関係】</b></p> <p>農業委員会においては、従来から、日頃の農地パトロールや地域計画の作成等に係る関係機関等との情報交換を通じ、農地の利用状況に加え、農業者の違反状況等の周辺情報についても把握しているものと承知しています。</p> <p>このため、農業関係法令の遵守状況については、まず申請者の自己申告を求めた上で、例えば申請者の法令違反に関する情報を別途把握している場合など、必要に応じ、関係行政機関に確認していただくこととします。</p>
<p><b>【省令案関係 3（1）（3）（8）】</b></p> <p>「等」の具体的な内容を明らかにすべき。</p> <p><b>【省令案関係 3（2）】</b></p> <p>「5年」の根拠を明らかにすべき。</p>	<p><b>【省令案関係 3（1）（3）（8）】</b></p> <p>それぞれ、本結果公示において公示をしている資料中「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」の新旧対照条文を御確認ください。</p> <p><b>【省令案関係 3（2）】</b></p> <p>申請適格として求める認定農業者としての実績に係る期間を5年以上としている根拠は、①農業経営基盤強化促進法新第16条の2第1項第1号において「5年を下回らない農林水産省令で定める期間」とされていること、②認定農業者は同</p>

【省令案関係 3 (4)】

丸数字 2 のアからウまでの者以外の者が主導的な役割を果たすもの以外の承認組合を対象としない根拠を明らかにすべき。地方銀行以外の銀行はなぜだめなのか。

【省令案関係 3 (5)】

「相当程度の実績」の判断基準を示すべき。

法第 12 条第 1 項（農業経営改善計画）の認定を受けた者であるところ、同計画の計画期間が 5 年で 1 期とされていることから 5 年以上と規定をすることとしました。

【省令案関係 3 (4)】

御指摘のアからウまではそれぞれ、

- ・ア（地方銀行関係の承認組合）については、地方銀行が地域経済振興に寄与する役割を持ち、地域農業の発展への寄与等を求める本特例制度との親和性が高いこと、
- ・イ（信用金庫・信用協同組合関係の承認組合）については、信用金庫・信用協同組合が地方銀行と同様に農業者を含む事業者一般に対する地域密着型の金融サービスを担い地域経済振興に寄与する役割を持ち、地方銀行系の承認組合と同等であると考えられること
- ・ウ（食品事業者関係の承認組合）については、既に農業法人に出資している業種の約半数が食品事業者であり、農業生産と結びつきも深いところ、食品事業者が主導的な役割を果たす承認組合であれば食品事業者と同等であると考えられること

から、提携事業者として位置付けをしたところ です。

提携事業者の追加等の要件の変更については、今後制度の運用状況を見ながら検討をさせていただきます。

【省令案関係 3 (5)】

今後「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月

**【省令案関係 3 (7)】**

農地の公共性の高低は農業経営発展計画は軽微か否かと全く関係ない。このような規定を追加することは法の委任を逸脱して適切ではない。

**【省令案関係その他】**

「その他所要の改正」の内容を明らかにすべき。

**【告示案関係その他】**

「10年以内」の根拠を明らかにすべき。

31日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知)」を改正し、相当程度の取引実績に関する考え方を明示します。

**【省令案関係 3 (7)】**

本制度において、認定経営発展法人の農地の権利移転・転用については、農業経営発展計画の目標の達成に支障がないか等を確認するため、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。一方、東日本大震災復興特別区域法等に基づく公共性の高い土地収用による農地の権利移転等については、用地選定の任意性も少ないことから、認定に係らしめるのではなく軽微変更の届出を提出いただくこととなります。

**【省令案関係その他】**

本結果公示において公示をしている資料中「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」の新旧対照条文を御確認ください。

**【告示案関係その他】**

投資ファンドによる投資期間の現状や、株式会社の中期事業計画（5年程度）や長期経営計画（10年程度）の期間を踏まえ、10年としています。

<p>該当箇所 令和6年10月付「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律関係政令、省令、告示案の概要」II.3.(4)</p> <p>意見内容 令和6年10月付「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律関係政令、省令、告示案の概要」II.3.(4)2では地方銀行、地方銀行の子会社又は地方銀行の持株会社等が「主導的役割を果たす」承認組合が提携事業者の要件とされる旨規定されているが、「主導的役割を果たす」かの判断は形式的な出資額等で判断されるのではなく、実体を踏まえて判断がなされるという趣旨で宜しいかご教示頂きたい。</p> <p>理由 投資円滑化法は同法第8条に株式会社日本政策金融公庫法の特例を定めるほか、農業経営基盤強化法の改正に伴い新たに承認組合が組成されることが期待されること、株式会社日本政策金融公庫が相当額の資金の出資をする承認組合その他多様な承認組合が形式的に提携事業者の対象外となるものでないことを確認するため。</p>	<p>御認識の通り出資額ではなく実態を踏まえた判断となります。</p>
<p>該当箇所 令和6年10月付「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律関係政令、省令、告示案の概要」II.3.(4)2(ウ)</p>	<p>食品事業者関係の承認組合については、既に農業法人に出資している業種の約半数が食品事業者であり、農業生産と結びつきも深いところ、食品事業者又は総資産額の過半が食品事業者の株式である親会社が主導的な役割を果たすものであれば食品事業者と同等であると考えられることから、提携事</p>

<p>意見内容</p> <p>令和6年10月付「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律関係政令、省令、告示案の概要」II.3.(4)2(ウ)では「食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社が主導的役割を果たす」承認組合が提携事業者の要件とされる旨規定されているが、「食品事業者の子会社」も対象とすることにつきご検討頂きたい。</p> <p>理由</p> <p>食品事業者自身が投資用の子会社を設立する場合も生じる可能性があると考えられるため。</p>	<p>業者として位置付けたところです。</p> <p>一方で、御指摘の「食品事業者の子会社」については不動産業などの他業種も含まれ得るところ、必ずしも農業生産と結びつきが強いと言えないことから今回の改正案に位置付けておりません。</p> <p>提携事業者の追加等の要件の変更については、今後制度の運用状況を見ながら検討をさせていただきます。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十六条の二第三項第六号の規定に基づき、農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準関係】

特になし

【その他】

<p>農業振興地域内における農用地区域以外の区域内の土地を新たに農用地区域として定めること、と記載されているが、周辺白地を編入する場合、所有者の許可なく編入ができること、所有者が遠方で告示行為を確認しにくいこと（異議申し立てが出ない）、編入後、転用の手続きがあった際のトラブルが懸念されることから、市町村の裁量で編入手続きを行うことは好ましくない。</p> <p>通常、5ha 規模の除外は工場や商業施設、太陽光施設に伴う森林伐採などが想定され、農地確保の点では安易に認めるものではない。ただ、地域未来投資促進法により重点促進区域に設定されれば、農振除外が認められることは、農振法と矛盾が生じており、目標面積の未達成を招く要因ではないのか。白地編入など影響緩和措置を講じても 5ha 規模の編入は容易ではない。</p>	<p>市町村が策定する農業振興地域整備計画は、国土の合理的な利用の見地から当該市町村における土地の農業上の利用の高度化を図る公共的な計画であるため、整備計画を変更し、農用地区域に編入手続きを行うことは、市町村の裁量により可能となっています。</p> <p>地域未来投資促進法による除外については、重点促進区域に設定されれば農振除外が認められるものではなく、優良農地の確保を前提とした農業上の土地利用調整を行った上で、土地利用調整区域を設置することとしており、面積目標の達成に支障を生じることは少ないものと考えております。</p> <p>しかしながら、地域整備法による転用が想定より多くなることで、農用地区域内の農地全体が都道府県面積目標を下回った場合には、その後の一般除外において影響緩和措置を講じていただくこととしています。</p>
<p>開発にかかわる仕事をしています。</p> <p>人手・後継者不足や、燃料や資材の高騰により農業収入が確保できなくなっていることもあってか、農家の方から土地活用のご希望の声が多く聞こえます。</p> <p>特に市街化調整区域の農用地は、現状でも除外と転用が困難であり、頭を悩ませていらっしゃいます。</p> <p>今回の法改正による農用地の面積目標等の影響で、農用地除外が難しくなるようでしたら、農地の土地活用は一層困難となります。</p> <p>営農を続けるにしても、物価高が続く困難な状況で収入の増加も見込みづらい中での持続は困難と考えられます。</p>	<p>我が国の食料及び農業をめぐる国際情勢の変化等により世界の食料需給が変動する中で、国内の農地面積の減少、農業従事者の減少及び高齢化が進行していることなどから、将来にわたる国民への食料の安定供給のための対策を講ずることが急務となっています。</p> <p>このため、国内の農業生産の基盤である農地を確保し、その有効な利用を図る観点から、農振法等を改正し、確保すべき農用地の面積目標の達成に向けた措置の強化、農地の不適切な転用の防止と適正かつ効率的な利用の確保、地域におい</p>

<p>農業振興のための法改正が、かえって農家の方を追い詰めることにならないよう、農家の方の利益になるような法改正・取扱いとなるよう希望します。</p>	<p>て人と農地の受け皿となる法人経営の経営基盤の強化による農地の有効利用の促進等の措置を講じました。</p>
<p>私は関西地方で物流施設用地や工場用地の開発にかかわる仕事をしています。都市部（大阪を中心に）では近年、土地が不足しており、大阪府府内を中心に市街化区域内で宅地を探していてもビジネスとなりそうな土地（3ha）はほぼ見つからない状況です。</p> <p>そこで、大阪府に隣接する府県を含め、土地の検索条件の範囲を広げてみたところ、やはり市街化区域では3haを超える宅地はないものの市街化調整区域内の農地で高速道路のインターチェンジ横で非常に立地条件の優れた一団の土地があることを発見し、早速、数人の地主に接触をとりお話を伺ったところ、後継ぎもおらず、自分の代までは耕作しようと米を作っているが、大した金にはならず農業機械やその他の経費を考えれば赤字の状況が続いている。土地を買ってくれるのであれば喜んで売りたいとのことで、土地の取りまとめについて目途が立ちそうと考え、所在する自治体に問い合わせをしたところ、当該地は農振農用地であるため開発できないと回答されました。</p> <p>私どもとしては、土地需要が高まっているこの好機を逃すことなくビジネスを成立させたいと考えており、農用地の除外について要件の緩和を求めているところ、今回の法改正は逆に要件を厳しくする内容（「農業振興地域内における農用地区域以外の区域内の土地を新たに農用地区域として定めること」→代わりを差し出せという理解でよいでしょうか？）になっており、このままこのルールが適用された場合、開発可能な土地はなくなり、実質的に私どもの仕事は成立しなくなるのではと危惧しています。</p> <p>食料の自給等の農林水産省のお考えは理解できなくないですが地主（農家）も苦しんでいる状況や企業の設備投資への機運が高まっていることを考えたとき開発に歯止めをかける意義が理解できず、今回の法改正について到底賛同できるものではありません。</p> <p>法改正されてしまった直後に言うことではないかもしれませんが逆に農用地除外につ</p>	<p>我が国の食料及び農業をめぐることは、国際情勢の変化等により世界の食料需給が変動する中で、国内の農地面積の減少、農業従事者の減少及び高齢化が進行していることなどから、将来にわたる国民への食料の安定供給のための対策を講ずることが急務となっています。</p> <p>このため、国内の農業生産の基盤である農地を確保し、その有効な利用を図る観点から、農振法等を改正し、確保すべき農用地の面積目標の達成に向けた措置の強化、農地の不適切な転用の防止と適正かつ効率的な利用の確保、地域において人と農地の受け皿となる法人経営の経営基盤の強化による農地の有効利用の促進等の措置を講じました。</p> <p>これらの背景を踏まえると御要望のあった農用地区域の除外要件について緩和することは困難です。</p> <p>なお、地域未来投資促進法等を活用した企業誘致、公共転用、市街化区域編入による除外については、今般の農振法改正による同意基準は適用しないこととしており、農業上の土地利用と地域の需要に応じた開発の両立にも一定の配慮をしています。</p>

<p>いて、要件の緩和につながる法改正を望みます。</p>	
<p>一般の改正において、農振農用地区域を確保するという側面では、効果が薄いものと考えている。</p> <p>なぜなら、整備計画の随時見直しを必要とする起因は、農地所有者からの申出によるものが大半を占めるものであり、地方自治体は必要に迫られて変更をせざるを得ない状況と判断し、計画変更を行っている。</p> <p>したがって、事務処理フローの中間点にあたる地方自治体間に条件を課すのではなく、事務処理フローの入口にあたる農振法第13条第2項に厳格に整理した要件を加えるなどの措置を取らなければ効果が得られないものと考えている。まるで、農水省は重責を地方自治体に押し付け、責任逃れをしているとしか解釈できない。</p> <p>よって、今一度よく検討し直していただきたい。</p>	<p>現行制度上、市町村による農用地区域からの除外については、農振法第13条第2項において除外要件が定められている一方で、除外目的変更に係る具体的な同意の基準は規定されていませんでした。</p> <p>このため、除外目的変更により都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがある場合であっても、除外要件を満たしている際には、都道府県知事が除外協議に不同意とすることが困難であったと考えられます。</p> <p>こうした状況を踏まえ都道府県面積目標の達成に向けて当該同意事務が適切に行われることが重要であることに鑑み、都道府県への除外協議において、同意基準として「面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」を明確化したものです。</p> <p>また、改正農振法第1条の2において、国は国民に対する食料の安定供給の確保を図るため、我が国全体の農用地等が確保されるように努めなければならないとされており、地方公共団体との役割分担の下、農用地等の確保に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>農用地区域の変更（除外）について、当市町村では、農振当初計画の策定時に多くの山林原野を含んだ農用地区域指定がされており、今日に至るまでなかなか農用地区域からの見直し（除外）が進まずにいた。</p> <p>しかし、農振制度においても非農地判断がなされた土地や地域計画で目標地図に位置付けられた土地の取り扱いなどについて言及されるようになり、昨今の農に関する他法令制</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の制度の検討に当たって参考といたします。</p> <p>なお、面積目標については、農用地区域内の農用地を対象としており、山林・原野を含めた面積を設定するものではありません。</p>

度を踏まえ、真に農用地として必要な土地と農業利用や整備事業の見通しが無い土地とを整理していきたいと考えている。

今後、計画変更の協議において農用地区域からの除外する土地が5ha以上となる場合は、農林水産大臣への資料提出等が求められることになることだが、山林という地目柄1筆だけで数haなどの面積が大きい土地も存在するため、検討にあっては要配慮いただきたい。

また、今後の「都道府県面積目標」を定めるにあっても、単に現在農用地区域内の土地であることのみでなく、山林原野等を除くなど、農用地としての利用可能性や実現性などを踏まえた土地らを想定した面積目標を設定していただきたい。

その他今回の改正においては、農地法では農地転用に係る手続きの厳格化についても言及されているが、農用地区域内の土地においては農地のみならず非農地の土地も含まれており、過去にも農地転用や都市計画法の開発許可対象から見落とされてきた違反開発などがあり楽観視できない状況である。

近年では、補助事業や他法令制度に絡んだ農用地区域内の土地での開発行為（土地造成や農業用施設の設置）の相談も増えてきており、農振制度の開発許可が不要な行為については、各担当部署や開発相談者から都市計画法のような「許可不要証明書」が求められているが、都道府県の担当部署より、農振制度では開発許可不要な行為に対する証明への言及がないことから証明書などの交付ができないとの説明があったため、市町村窓口で内容の聞き取りを行った上で都道府県へ情報を共有し、「許可権者は都道府県知事」となっていることから最終的に開発相談者から直接都道府県の担当部署へ連絡をしてもらい「都道府県の担当部署との調整記録」での対応を案内している次第である。

農振制度の開発許可が不要な行為については、制度の性質がたら多様で複雑であることから市町村において安易に許可不要と言えるものでもないため、農振制度としても

<p>「都道府県知事による開発許可不要証明書」の交付を制度化していただきたい。</p>	
<p>地方の零細不動産屋ですが、正直コレって意味ないですよね？いつも除外の申し出は6要件で縛られていますが、県や市が色々言っても、結局6要件が変わらないのであれば申し出は今まで通り受け付けてもらえるということで良いのでしょうか？</p>	<p>市町村が、農振法第13条第2項に基づく除外をする際には都道府県知事の同意が必要ですが、今般の農振法の改正により、その同意基準にこれまでの除外要件に加えて、面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに同意を行うこととなります。したがって、市町村からの除外協議に対して、都道府県知事が面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがあると認めるときには当該協議に同意できないこととなります。</p>
<p>該当箇所 農業経営基盤強化促進法改正案第16条の5、同改正案第16条の2第2項第2号</p> <p>意見内容 新たに新設される農業経営基盤強化促進法第16条の5では、同法第16条の2第2項第2号の「物資又は役務」の取引の相手方を提携事業者と定義している。この点、「物資又は役務」には金銭的な出資が含まれ、金銭的な出資のみを提供する場合でも提携事業者の定義に含まれる可能性があるという趣旨で宜しいかご教示頂きたい。</p> <p>理由 令和6年10月付「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律関係政令、省令、告示案の概要」II.3.(4)2では地方銀行、地方銀行の子会社又は地方銀行の持株会社等が主導的役割を果たす承認組合が提携事業者の要件として規定される旨規定されているところ、同承認組合等においては農業経営発展法人に対して金銭的な出資をすることによって同法人の農</p>	<p>役務の取引には、金銭的な出資を行う場合も含まれます。</p>

<p>業経営の発展に資することが想定されると思われるため。</p>	
<p>該当箇所 農業経営基盤強化促進法改正案第 16 条の 5、同改正案第 16 条の 2 第 2 項第 2 号</p> <p>意見内容 新たに新設される農業経営基盤強化促進法第 16 条の 5 では、同法第 16 条の 2 第 2 項第 2 号の「物資又は役務」の取引の相手方を提携事業者と定義している。この点、「物資又は役務」のうち「役務」の提供には、経営指導やコンサルティングなどの役務も含まれ、農作業、製造・加工、流通・販売などの物理的なサービスを提供することが必須の条件ではないこと（上記 II. 3. (4)1 の要件の適用を受けるためには、当該農業経営発展法人に関連する製造・加工・流通・販売・提供そのものに従事する必要があるのか、農畜産物又はその加工品等の製造・加工・流通・販売・提供業者が農業経営発展法人に専ら経営指導・コンサルティングを行う場合も含まれるのか）を明確化頂きたい。 また、提携事業者には、上記 II. 3. (4)1 に規定する製造・加工・流通・販売・提供に従事する企業に加えて、投資円滑化法第 2 条第 1 項第 5 号により承認組合の投資先となるような農業・食品作業の発展に寄与する事業者も含まれると解して良いかご確認頂きたい。</p> <p>理由 農業経営の発展に寄与する方法は種々想定されるところ、種々の方法で発展に寄与する法人が改正法の対象となることを明確化するため。</p>	<p>役務の取引には、経営指導やコンサルティングを行う場合も含まれます。</p>
<p>必要なのは自給率を引き上げることで その為にはまず 現行の農家がちゃんと続けていける制度設計から始めるのが真っ当でしょう</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の制度の検討に当たって参考といたします。</p>

<p>現役を追い出すような仕組み 新規参入を促す仕組みによって 農地が日本人以外の手に渡り そこで農業では無くソーラーパネル設置などの別用途での使用が 現実として問題となっています</p> <p>食は国防に密接に関係します</p> <p>中国が台湾に威嚇し始めていることから 有事が目前に迫っている状況で 食もエネルギーも確保出来なくなったら死んでいくしか無いんですよ</p> <p>よくよく考え直すことを求めます</p>	
<p>一、法人への規制撤廃について 食料の安定供給という目的なら、法人も自然人と同様に扱い、法人特有の農地取得や報告といった規制を撤廃することが望ましいです。 法人への農地に係る規制は法人と市町村への事務負担を増加させております。 事務負担の観点から、法人の農業参入は困難化しています。 また、ご存知のとおり日本は少子高齢化のため、市町村職員の事務負担は軽減しなければ、適正な行政事務の執行は確保できません。</p> <p>二、農業に限らない食料確保に向けた規制緩和について 食料確保の観点から、林業や水産も農業振興地域の農用区域で営めるよう、規制緩和しては、いかがでしょうか。 また、一般的に食肉可能な牛や羊などを観光や見世物として扱うサービス業も農用地区</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の制度の検討に当たって参考といたします。</p>

域で営めるようにすることも求めます。

食肉用に飼育して、セリの際に安く買い叩かれるよりも、触れ合い農園や小規模な動物園として、家畜のエサ代を稼ぎながら、高く売れる時にセリにかけるような経営が可能になると思います。

なお、動物園などでは来客者一人から一食以上のエサ代を徴収している様子です。

### 三、中間管理事業の事務執行

(御意見提出者の) 県では、遊休農地として中間管理機構へ協議するよう勧告したが、会社が引き受けなかったため、非農地とする結果を招いた事例があるようです。

農地確保を第一義とする行政職員なら、中間管理機構と協議するよう勧告できない状況です。

このように、国が設けた制度に対して各都道府県が逆行していないかチェックし、必要に応じて指導や制度見直しする必要があると思います。

### 四、取捨選択すること

農林水産省様が多様な施策展開したい意欲は評価します。

一方、人的資源や予算は限られていますので、事業を増やす前に事業を廃止する検討をいただくことを望みます。

### 五、土地の評価について

総務省や財務省、法務省との調整を要しますが、農地を農業以外に利用または放置している土地は基本的な土地評価額を商業地並みにするなど、高い課税措置をして欲しいです。

逆に、農業を営む土地は非課税となるよう、資産評価することで、農業振興に資すると思います。

たとえば、農地を放置されると、付近への悪影響から、行政コストは高くなります。この行政コストは、放置した地権者が負担することが望ましいです。